

確認測定：試料空気の採取時間〔短時間濃度基準値〕

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

技術上の指針での確認測定の短時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間を下記に示しました。

短時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間

試料空気の採取時間	<ul style="list-style-type: none"> 労働者のばく露の程度が短時間濃度基準値以下であることを確認するための測定においては、最大ばく露労働者（1人）について、1日の労働時間のうち最もばく露の程度が高いと推定される 15 分間に当該測定を実施する。
測定回数等	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果のばらつきや測定の失敗等を考慮し、当該労働時間中に少なくとも3回程度測定を実施し、最も高い測定値で比較を行うことが望ましい。 ただし、1日の労働時間中の化学物質にばく露される作業時間が 15分程度以下である場合は、1回で差し支えない。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援